

熊取事業所第5次設工認（2回目補正） コメント対応整理表（R3/11/8）

○11月4日コメント

第5次設工認（第2回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(3回目補正) 補正箇所	水平展開（有無、箇所）
1104-1	p1192の第3廃棄物貯蔵棟の第25条の適合性の説明（多様性を備えた所内通信連絡設備を設置など）について、設計番号[25.1-F1]が第24条の枠に記載されているので、補正で適切に修正すること。	拝承。 補正申請にて適切に修正する。	—	表ト-W3建-1（p1190、p1191）	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
1104-2	Op1081の第1廃棄物貯蔵棟の第11条の適合性の説明における設計番号[11.1-F2]及び、p1189の第3廃棄物貯蔵棟の同条の設計番号[11.1-F2]において、自動火災報知設備の説明があるが、これは両方とも[11.1-F1]の間違いではないか？ p2805の適合性の説明書における設計番号毎の説明と整合が取れていないので確認し必要に応じ修正し、補正に反映すること。	[11.1-F1]は消火設備としており、自動火災報知設備は[11.1-F2]で正しい。添2表1-1（2回目補正 p2589）、添2表1-2（2回目補正 p2593）に示す。 p2805の記載は、警報設備等の[18.1-F1]の記載になる。[11.1-F2]の技術基準規則への適合状況の説明は、p2736（2回目補正）に記載している。	—	—	—
1104-3	p2698の第8条の適合性の設計番号[8.1-B5]＜森林火災＞の説明にある「第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は・・・耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とするとともに、」の記載がp1080（第1廃）及び p1188（第3廃）の仕様書の記載から読み取れないので、本件の仕様表のどこで読めるのか説明するとともに、必要に応じ修正し、補正に反映すること。	建物を耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることは設計番号[11.3-B1]の設計としている。建物を耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることは、設計番号[8.1-B5]で説明する設計の前提となる情報であると整理している。 p2698の記載は上記の旨が不明確な記載であったため、補正申請にて記載を適正化する。	—	添付書類2（p2713）	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(3回目補正)補正箇所	水平展開(有無、箇所)
1104-4	p2749 の第 1 1 条の適合性の設計番号[11.3-B2]にある「第 1 廃棄物貯蔵棟及び第 3 廃棄物貯蔵棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はない。また、使用電圧が高い(600 V を超える)ケーブルは使用しない設計とする。」の記載が仕様表 p1082 (第 1 廃) 及び p1189 (第 3 廃) から読み取れないので、本件の仕様表のどこで読めるのか説明するとともに、必要に応じ修正し、補正に反映すること。	第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い(600 V を超える)ケーブルを使用していないので、記載していなかった。 p2749 (2 回目補正) の記載を補正申請にて適正化するとともに、第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の仕様表の[11.3-B2]の項に、注記として「ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い(600 V を超える)ケーブルを使用する設備はない」を補正申請にて追記する。	—	表ト-W 1 建-1 (p1081、p1087、p1088) 表ト-W 3 建-1 (p1187、p1192) 表リ-建-1 (p1843、p1847) 添付書類 2 (p2760)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
1104-5	p2855 の[22.1-B1]の説明において、「告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。」の説明があるが、本文仕様書 p1086 及び p1191 では十分に低減に「(遮蔽評価における実効線量約 9.7×10^{-2} mSv/年)」と追記しているので、p2855 の説明でも当該変更を反映させておくこと。	現状においても、p2855 の 14 行目に実効線量の評価結果として最大約 9.7×10^{-2} mSv/年を記載している。	—	—	—
1104-6	・1028-5 の追加コメント。回答内容について、{7016} 低バックグラウンドカウンタの仕様表(第 2 回補正申請書 p1770) から読み取れないので明記すること。	H-21046-1『1028-5』参照。	—	—	—
1104-7	・{8065} 緊急設備遮水板、{8065-2} 緊急設備遮水板の材料はどこに記載しているのか。	遮水板の材質については、付属書類 9-1 添付説明書 1 にて不燃材料とする旨記載しているが、ご指摘のとおり、仕様表に記載がないため、補正申請にて記載する。	—	追第 4 次 表ハ-2-1 (p225) 表ト-W 1 建-1 (p1083)	—
1104-8	○p216 緊急設備遮水板及び自動式の消火設備については、耐震重要度分類(又はその範囲)も示すこと。	拝承。仕様表(追第 4 次 表ハ-2-1、表ト-W 1 建-1)における記載では具体的な耐震重要度分類が不明確であるため、補正申請にて記載する。 なお、連続焼結炉 No. 2-1 の制御盤に設置する自動式の消火設備は、耐震重要度分類第 1 類としている。 また、遮水板については設置する配管により異なることから、図リ-他-1 3 に示す配置図にて配管毎の耐震重要度分類を明記する。	—	追第 4 次 表ハ-2-1 (p213~p214) 表ト-W 1 建-1 (p1077) 図リ-他-1 3 (p2188~p2190)	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(3回目補正)補正箇所	水平展開(有無、箇所)
1104-9	○添2表1-1 技術基準規則への適合性確認結果(p2591) 第5 廃棄物貯蔵棟の付属設備について所内通信連絡設備放送設備(スピーカー)(8007-5)のみが記載されている理由は何か。(p1206仕様表(追表) 下線記載の消火設備、可搬式照明等付帯設備との差異)	仕様表(追表)の下線記載の設備の添2表1における整理の仕方を示す。 既認可(第1次申請～第4次申請)のときに「次回以降申請で確認するとしていた仕様」は、第5次申請で適合性確認を受ける。このため、既認可の仕様表を「追表」の形で登場させ、適合性確認を受ける仕様には下線を引き第5次申請の対象範囲を明確にしている。 この下線記載の設備の技術基準への適合性を示すまとめ表が添2表1である。この添2表1には、添2表1-1、添2表1-2があり、添2表1-1には建物・構築物及びその付属設備をまとめ、添2表1-2には建物とは独立した設備・機器をまとめている。 以上を踏まえて、第5 廃棄物貯蔵棟に係る設備について整理し、{8007-5}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))は、建物の付属設備であるため添2表1-1に記載し、{8012-8}消火設備可搬消防ポンプ、{8038-4}緊急設備可搬型照明は、建物とは独立した設備・機器であるため添2表1-2に記載している。 同様に、他の仕様表(追表)の下線記載の設備について展開し、添2表1-1、添2表1-2に漏れ抜けなく登場するようにしている。	—	—	—
1104-10	気体廃棄設備における閉じ込め弁と閉じ込めダンパーのそれぞれの機能について、閉じ込めダンパーはインターロックの役割を担っており、閉じ込め弁はインターロックには関係なく、逆止弁になっているという理解で良いか。	閉じ込めダンパーは電動式のダンパーであり、インターロックの構成機器として使用している。また、閉じ込め弁は、手動式のバタフライ弁であり、逆止弁ではない。	—	—	—